

## 資料4 ダイバーシティ宣言の内容について

急速な人口減少社会の進展や少子高齢化、経済・社会のグローバル化の進行など、社会情勢は大きく変化しています。

このような中、活力があり、持続可能な地域社会をつくるためには、多様な人材の活用により、ニーズの変化や急激な環境の変化などのリスクへの対応力を高めることが重要です。

その実現のためには、年齢や性別、国籍、障がいの有無、性的指向・性自認等にかかわらず、一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できる社会、多様性が受容されるダイバーシティ社会の実現が求められています。

令和3年7月2日、茨城県は県内の関係団体とともに「いばらきダイバーシティ宣言」を発表し、その趣旨に賛同し宣言をする企業・事業所・団体等を募集しているところです。

令和4年6月1日現在、県内では133団体（うち地方公共団体は、茨城県、笠間市、鹿嶋市、利根町、那珂市、水戸市の6団体）が宣言し、茨城県のホームページに登録・公表しています。

令和4年度、守谷市でも市独自の「ダイバーシティ宣言」の制定に向けて検討します。

### 【今後のスケジュール】

令和4年

7月 人権推進課にて素案策定

8月 守谷市男女共同参画推進会議検討会（市役所内係長・主任級で構成）で検討

守谷市男女共同参画推進会議（市長、副市長、教育長、部長級で構成）で検討

9月 守谷市男女共同参画推進委員会へ諮問

10月 パブリックコメント実施

11月 パブリックコメントの結果を受けて、守谷市男女共同参画推進会議等市役所内で検討

※ 大幅な変更がある場合には、再度守谷市男女共同参画推進委員会へ諮問

12月 守谷市議会12月定例会に議案（宣言）を上程  
議決後、宣言を公表し、茨城県へ登録

## いばらきダイバーシティ宣言

急速な人口減少社会の進展や少子高齢化、経済・社会のグローバル化の進行など、社会情勢は大きく変化しております。

このような中、活力があり、持続可能な地域社会をつくるためには、多様な人材の活用により、ニーズの変化や急激な環境の変化などのリスクへの対応力を高めることが重要であると考えます。

その実現のためには、年齢や性別、国籍、障がいの有無、性的指向・性自認等にかかわらず、一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できる社会、多様性が受容されるダイバーシティ社会の実現が求められています。

私たちは、ダイバーシティ社会の実現に向けて次のことに取り組むことをここに宣言します。

- 1 年齢や性別、国籍、障がいの有無等どのような立場の人も「等しく」扱われ、それぞれが持つ個性、強みを発揮し、だれもが活躍できる環境をつくります。
- 2 あらゆる「価値観」「考え方」「ライフスタイル」「能力」「経験」などの違いを大切にし、働き方の見直しや働きやすい環境の整備を進めます。
- 3 様々な機会を生かして、多様性を生かす風土づくりに向けた意識改革を促すとともに、新しい価値を創出できる人材を育成することで、ダイバーシティ社会の実現に貢献します。

令和3年7月2日  
茨城県知事 大井川 和彦

## ○守谷市男女共同参画推進会議設置要綱

	平成	9年	10月	6日	告示第64号
改正	平成	11年	3月	29日	告示第17号
	平成	13年	3月	30日	告示第19号
	平成	15年	3月	26日	告示第25号
	平成	15年	6月	26日	告示第64号
	平成	15年	8月	21日	告示第71号
	平成	17年	5月	31日	告示第63号
	平成	19年	3月	30日	告示第38号
	平成	21年	3月	31日	告示第37号
	平成	22年	5月	6日	告示第40号
	令和	3年	1月	12日	告示第5号

### (趣旨)

第1条 本市における男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画に関する取組を総合的かつ効果的に推進するため、守谷市男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の企画及び推進に関すること。
- (3) 男女共同参画に関する関係部課間の連絡調整に関すること。
- (4) その他男女共同参画の推進に必要な事項に関すること。

### (構成)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員で構成する。

- 2 会長には市長を、副会長には副市長を、委員には教育長及び部長職をもって充てる。

### (会議)

第4条 推進会議は、会長が招集し、これを主宰する。

### (検討会)

第5条 推進会議に検討会を置く。

- 2 検討会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画に関する施策の調査、検討
- (2) その他推進会議に付議する事項の整理

- 3 検討会は、委員長及び委員で構成する。

- 4 委員長には男女共同参画行政担当課長を充て、委員は市職員及び社会福祉協議会職員のうちから市長が任命する。

5 検討会は、委員長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、男女共同参画行政担当課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成11年3月29日告示第17号)

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日告示第19号)

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月26日告示第25号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年6月26日告示第64号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成15年8月21日告示第71号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成17年5月31日告示第63号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日告示第38号) 抄  
(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日告示第37号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年5月6日告示第40号) 抄

1 この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年1月12日告示第5号)

この告示は、公示の日から施行する。